

兵庫医科大学倫理審査委員会

(任期：2025年10月1日～2027年9月30日)

| 所属 | 職名 | 氏名 | 適用条項 | 備考 |
|-----------------------|------|-------|-----------|--------------|
| 麻酔科学 | 主任教授 | ◎廣瀬宗孝 | 第4条第1項第1号 | ※～2027年3月31日 |
| 放射線医学 | 主任教授 | 山門亨一郎 | 第4条第1項第1号 | |
| 脳神経内科学 | 主任教授 | ○木村卓 | 第4条第1項第1号 | |
| 病態解析学 | 主任教授 | 朝倉正紀 | 第4条第1項第1号 | |
| 皮膚科学 | 主任教授 | 金澤伸雄 | 第4条第1項第1号 | |
| 消化器内科学 | 臨床教授 | 榎本平之 | 第4条第1項第1号 | ※2026年4月1日～ |
| 生理学 (神経生理部門) | 主任教授 | 古江秀昌 | 第4条第1項第2号 | |
| 遺伝学 | 主任教授 | 大村谷昌樹 | 第4条第1項第2号 | |
| 法医学 | 准教授 | 山本琢磨 | 第4条第1項第2号 | |
| リハビリテーション学部 | 准教授 | 森明子 | 第4条第1項第3号 | |
| 千葉大学大学院医学研究院・医学部 特任講師 | | 吉田幸恵 | 第4条第1項第4号 | |
| 関西学院大学 名誉教授 | | 荒川雅行 | 第4条第1項第4号 | |
| 一般の立場から意見を述べることのできる者 | | 近藤千賀子 | 第4条第1項第5号 | |
| 一般の立場から意見を述べることのできる者 | | 中尾賀要子 | 第4条第1項第5号 | |
| 看護学部 | 教授 | 森一恵 | 第4条第1項第6号 | |

※ ◎委員長、○副委員長

(2025年10月1日)

兵庫医科大学倫理審査委員会規程 (抜粋)

(組織)2022年4月 改正

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 臨床医学系の教員 6名 (うち1名以上を教授とする。)
 - 基礎医学系の教員 3名 (うち1名以上を教授とする。)
 - 薬学部、看護学部又はリハビリテーション学部の教員 1名
 - 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 2名以上
 - 一般の立場から意見を述べることのできる者 2名以上
 - その他委員長が必要と認めた医師以外の職員 若干名
- ② 前項4～6号の委員のうち2名以上を本学に在籍していない者 (以下「外部委員」という。) とする。
- ③ 第1項の委員には男女両性を1名以上含むこととする。
- ④ 本学に在籍する委員の委嘱は教授会の意見を聴き学長が行う。
- ⑤ 外部委員の委嘱は、学長と委員長の協議を経て学長が行う。
- ⑥ 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ⑦ 委員会に欠員が生じたときは、補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。